破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１３０３号
東京都調布市布田２丁目47番５号
破産者　有限会社スカイテックジャパン
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３１９号
東京都足立区大谷田３丁目８番12号
破産者　株式会社センターロード
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３２０号
東京都足立区東綾瀬３丁目14―４―901
破産者　嶋田　信弘
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３４４号
東京都港区北青山２丁目10番17号203号
破産者　ＩＰＥＲＡ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３４５号
東京都千代田区九段南２丁目４番11号
破産者　株式会社インターウェイブ
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３４６号
東京都港区赤坂６丁目19―７―308
破産者　阿藻　裕太
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３６０号
東京都台東区浅草橋１―10―10　ティーラビル６階、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区阿佐谷南３丁目12番４号
破産者　有限会社ジョイント
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３６１号
東京都台東区根岸４丁目６―９―202
破産者　大成　尚志
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３７８号
東京都港区六本木７―11―18　サンフラット六本木201号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区銀座２丁目12番４号
破産者　株式会社エルキュール
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４０７号
千葉県市川市南八幡４丁目８番16号
破産者　有限会社庄内
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４０８号
千葉県市川市稲荷木３丁目５―５―202、開始決定時の住所千葉県市川市稲荷木３丁目16―13
破産者　小林　　勇
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４７９号
千葉県君津市久留里市場840番地新町団地
破産者　株式会社ゴールドオン
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１４９９号
東京都新宿区新宿２丁目15番26号
破産者　株式会社ジャイロ
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５００号
東京都渋谷区笹塚２丁目34―18―404
破産者　横山　雅一
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５０１号
東京都東大和市上北台３丁目427番地の１グランシティ玉川上水408
破産者　株式会社栗田電設
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５０３号
静岡県伊東市東松原町16―26稲葉東松原アパート２階
破産者　栗田　桂子
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１８９６号
東京都大田区仲六郷２丁目３―７　アイエス荘５号室
破産者　柳　　敏夫
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３１１号
埼玉県越谷市大沢1686―８
破産者　岩出　　弘
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３４４号
東京都江東区東陽３丁目24―17―603
破産者　高屋敷淳一
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３８６号
東京都世田谷区南烏山６―34―14―203、住民票上の住所東京都八王子市南大沢２丁目208―４―202
破産者　志田　　淳
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２４２１号
埼玉県新座市東北２丁目13―23　第二三上マンション405号室
破産者　シャフィック　シャヒッド
1　決定年月日　平成26年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部